

国民健康保険に加入している皆さんへ

国民健康保険からのお知らせ

加入者の皆さんへ

国民健康保険被保険者証は届きましたか？

先月号でもお知らせしましたように、3月下旬に、4月以降の被保険者証を郵送しました。(納付相談者を除く) 1人に1枚の交付となりますので、加入者分の被保険者証があるかをお確かめください。

不在で受け取れなかった人は…

住民保険課で被保険者証を保管していますので、次のものを持って取りに来てください。

●受け取りに必要なもの

更新前の被保険者証、印鑑、本人確認できるもの(運転免許証など)

●国保から被用者保険(会社の健康保険など)に変わった場合は…

4月は異動の多い月です。国保に加入していた人が、就職などで被用者保険に入ったときは、必ず住民保険課へ届出をしてください。届出をしないと、国保税がかかり続けることになります。

●届出に必要なもの

被用者保険の被保険者証※、国保の

国保税の支払方法を確認してみましょう

国保税の支払方法は、特別徴収と普通徴収の2通りがあります。条件によって、支払方法が異なりますので、ご確認ください。

特別徴収の対象となる人で、普通徴収での納付を希望する人は住民保険課へお問い合わせください。

現在、年金から国保税が天引きされていますか？

はい

いいえ

下記の①～③のすべてに該当しますか？

- ① 国保の世帯主が国保の被保険者である。
- ② 世帯内の国保の被保険者全員が、65～74歳である。
- ③ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国保税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない。

はい

いいえ

はい

いいえ

1へ

2へ

3へ

4へ

- 1** 引き続き、年金から天引きとなります。(特別徴収)

納期	平成23年		平成24年						平成25年	
	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
	4期	5期	6期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	
支払方法	平成23年度 特別徴収			平成24年度 特別徴収(仮徴収)			平成24年度 特別徴収(本徴収)			

平成24年2月と同じ金額を天引きします。 国保税の額は7月上旬に納税通知書で通知します。

- 2** 7月から、納付書による振込または口座振替となります。(普通徴収)

納期	平成23年			平成24年						平成25年	
	10月	12月	2月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	4期	5期	6期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
支払方法	平成23年度 特別徴収			平成24年度 普通徴収							

- 3** 10月から、年金から天引きとなります。(特別徴収)

納期	平成23年		平成24年						平成25年	
	12月	1月	2月	7月	8月	9月	10月	12月	2月	
	6期	7期	8期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	
支払方法	平成23年度 普通徴収			平成24年度 普通徴収			平成24年度 特別徴収(本徴収)			

- 4** 引き続き、納付書による振込または口座振替となります。(普通徴収)

納期	平成23年			平成24年						平成25年	
	12月	1月	2月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	6期	7期	8期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
支払方法	平成23年度 普通徴収			平成24年度 普通徴収							

住民保険課 国保医療・年金係 ☎ 34・2097



聴覚または音声・言語機能に障がいのある人へ

FAXで消防署へ緊急通報をするための事前登録

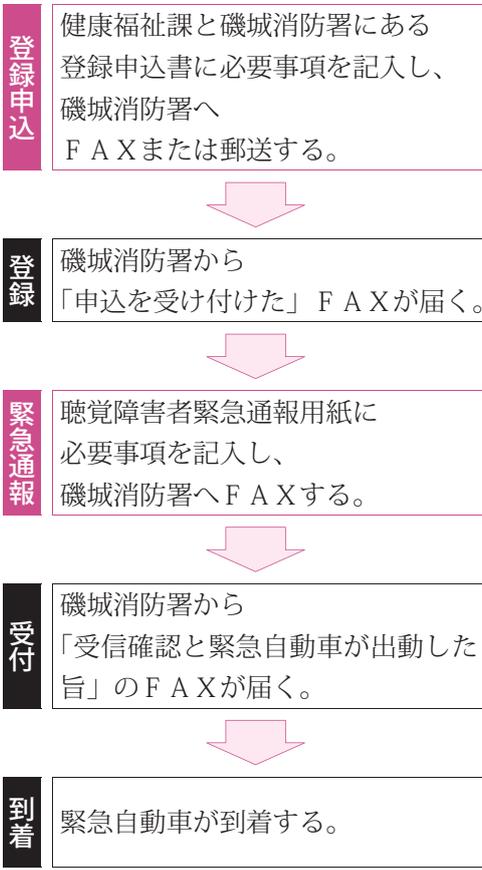


電話での通報が困難な人が、病気やケガなどで119番通報が必要なときにFAXで通報ができるよう登録を行います。

対象

町内在住で障害者手帳(聴覚または音声・言語機能障害)を持っている人

申込から利用までの流れ



健康福祉課障害福祉係
FAX 32-2977 ☎ 34-2090

一部負担金の割合が「2割」平成24年3月31日までは「1割」の受給者証は使わないでください

先月号でもお知らせしましたように、70歳以上75歳未満の国保加入者について、4月からの医療機関での自己負担増(1割↓2割)が、さらに1年間1割のまま凍結されました。(すでに3割の人を除く)

これに伴い、一部負担金の割合が「2割」平成24年3月31日までは「1割」の受給者証をお持ちの人には、4月以降も1割負担で受給できることとなります。

被保険者証※、印鑑
※被用者保険に切り替わった人全員の分

国民健康保険高齢受給者証

降も1割負担で受診できる受給者証を3月中に送付しましたので、国保の被保険者証と合わせて医療機関で提示してください。

この受給者証は、毎年8月切り替えとなりますので、今回送付した受給者証の有効期限は7月31日となっています。(7月31日までに75歳になる人は誕生日の前日まで)

健康の保持増進のため

人間ドック・脳ドックの費用の一部を助成します

町国民健康保険では、人間ドックや脳ドックを受診する場合には、その費用の一部を助成しています。

これは、被保険者の生活習慣病などの早期発見・早期治療のための医学

チェックを行うことで、健康状態を継続的に把握するとともに、健康を保持増進することを目的とするものです。

●助成を受けることができる人

- ▼人間ドック
- ① ⑥の要件を満たす人
- ▼脳ドック
- ① ③の要件を満たす人
- ② 40歳以上75歳未満の国保被保険者(75歳になる人は誕生日の前日まで)
- ③ 申請日時時点で、過去1年間引き続き被保険者の資格があること
- ④ 国民健康保険税を完納している世帯の被保険者であること
- ⑤ 受診する年度に特定健康診査を受診していないこと
- ⑥ 人間ドックの検査結果を特定健康診査・保健指導に利用することに同意し提出すること

種別	助成額
人間ドック	受診料の7割の額 (100円未満切り捨て) 上限:2万円
脳ドック	受診料の7割の額 (100円未満切り捨て) 上限:2万1000円

⑥ 特定保健指導の対象となった場合は、当該指導を受けること

●助成額(年度にそれぞれ1回のみ)

※オプションで検査した項目は、助成の対象外です。

申請方法

受診前に、住民保険課へ助成金交付申請にお越しください。

※ドック受診後の申請は受付できませんので、ご注意ください。

●申請に必要なもの
被保険者証、印鑑

税など

暮らし・環境

年金・保険

健康・福祉

子育て・教育

まちづくり

催し・講座

募集・就職

お知らせ